

見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

事例1 自宅に**電話**があり、**海産物**の購入を勧められた。**断った**のだが、海産物が**送られて**きて、**代引き**で受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。
(90歳代)

事例2 海産物販売業者から突然**電話**があり、**海産物の勧誘**を受けた。断ったが「売れなくて**困っている**。損はさせない」と**しつこく**言われ、約2万円の商品を買うことを**承諾**してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、**断ろう**と何度も電話したが**連絡がつかない**。
(60歳代)

海産物の 電話勧誘トラブルに注意

ひとこと助言

断ったのに
送られてきたら
受取拒否



見守るくん

- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第495号（2024年10月24日）発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎0859(35)6566